

港区公契約条例（新規）

本案は、区における公契約の適正な履行の確保等を図るため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

区はこれまで「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により、独自の最低賃金水準額を定め、工事請負契約及び長期継続契約において労働環境の確保の促進を図ってきました。

近年、物価や賃金の急上昇や人手不足、下請を担う区内中小企業の減少など、労働環境を取り巻く環境が大きく変化しており、労働環境確保の取組を更に強化し、公共サービスの安定的な確保に取り組んでいく必要があります。

今後も、適切な入札・契約制度を運用しつつ、公共サービスの質の確保と安定的な提供を継続していくため、区と受注者双方の責務や履行を担保する権限等を明確化し、取組を強化するため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①公契約に係る基本方針を定めます。
- ②区及び受注者の責務並びに区内事業者の活用について定めます。
- ③労働報酬下限額の決定及び港区労働報酬等審議会の設置について定めます。
- ④受注者への報告義務、立入調査、是正措置等について定めます。
- ⑤公契約において締結する契約事項について定めます。

【施行期日】

令和9年4月1日。ただし、③については令和8年4月1日